

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項、第六十八条第二項又は第六十九条の規定に基づき、以下のとおり保険医療機関又は保険薬局の指定を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条又は第二条の規定に基づき、公示する。

令和八年五月二十七日

東北厚生局長

尾崎 俊雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
まつだクリニツク	山形市松町二丁目一―番一五号	令和八年六月一日
もりむら皮ふ科クリニツク	鶴岡市みどり町二九―二二	令和八年六月一日
原田眼科医院	上市市十日町九番二号	令和八年六月一日
斎藤内科循環器科クリニツク	東置賜郡川西町上小松一〇六八―六	令和八年六月一日

